

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(13)

小早川義則

Montejo v. Louisiana, 555 U.S.—, 129 S.Ct. 2079 (2009) — 第6修正の弁護人の援助を受ける権利に関するジャクソン判決の有効性

【事実の概要】 本件申立人モンテホ（X）は2002年9月6日、前日に自宅で死体が発見されたクリーニング店経営者Aへの強盗および殺人との関連で逮捕された。容疑は当初Aとトラブルのあった元従業員Yにしぼられていた。警察はYの仕事仲間であるXに尋ねてみようとしたのである。

Xはミランダの諸権利を放棄し9月6日の午後と9月7日の早朝、保安官事務所で刑事によって取り調べられた。Xは当初、被害者Aの自宅まで車でYを案内したにすぎないと述べるなど曖昧な供述を繰り返していたが、住居侵入窃盗に失敗した（botched burglary）過程でAを射殺し

たことを認めた。この取調べはビデオ録画されていた。Xは9月10日、ルイジアナ州法の下で“72時間審問（72 hour hearing）”として知られる予備審問のために裁判官の許に引致された。州法によると、被逮捕者の身柄を拘束した保安官ないし法執行官は直ちに、いかなる事案でも逮捕時から72時間以内に彼を弁護人選のために裁判官の面前に引致しなければならない。本件手続について正確な記録はないが（not transcribed）簡単な覚書（minute record）があり、それによれば裁判所は被告人に公選弁護人を選任するよう当局（the Office of Indigent Defender）に命令していた。

後に2人の刑事が同日、拘置所（prison）に戻されていたXを訪れ、湖に捨てたとXが供述していた未発見の凶器を捜し出すための引き当たり捜査への同行を求めた。Xとの若干のやりとり（その内容については争いがある）後にXは再びミランダの権利告知を朗読され同行に同意した。Xは引き当たり捜査中に、被害者の妻あてに自己の罪状を認める謝罪の手紙（an inculpatory letter of apology）を書いた。引き当たり捜査から警察署に戻って初めてXは公選弁護人に会った。弁護人はその不在中に刑事がXを取り調べたことを知り驚愕した。本件で重要な争点となった謝罪の手紙は弁護側の異議にもかかわらず公判で許容された。陪審はXを第1級謀殺罪で有罪と認め、Xは死刑を言い渡された。

ルイジアナ州最高裁は有罪認定および量刑を維持した。1986年のジャクソン判決（Michigan v. Jackson, 475 U.S. 625）の下で当該手紙は排除されるべきであるとのXの主張を同裁判所は退けたのである。ジャクソン判決は“アレインメントないしそれと類似の手続で被告人が弁護人依頼権を主張した後で警察が取調べを開始したとすると、そのような警察が開始した取調べ（police-initiated interrogation）に対する被告人の権利放棄は無効である”と判示していた。

ルイジアナ州最高裁は、ジャクソン判決の予防的保護（prophylactic protection）は被告人が実際に弁護人を要求したか第6修正の弁護人依頼権を行使しない限り発動されないとした。裁

判官が72時間審問の際に弁護人の選任を命じた際にXは黙秘したまま (stood mute) で、そのような要求ないし主張をしなかった。したがって、本件での適切な調査は、警察との接触の間に (during interaction) Xはそのことを熟知した上で任意に (knowingly, intelligently, and voluntarily) 弁護人を同席させる権利を放棄したかどうかだけであると決定した。そして州最高裁は、Xはミランダの諸権利を朗読されてその権利を放棄することに同意したことを理由に、この問題に肯定的に答え、有罪判決を維持したのである。(at 2082-2083.)

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れ、5対4で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はスカーリア裁判官で、ロバツ首席裁判官およびケネディ、トマス、アリトの各裁判官が同調している。

【法廷意見】 「われわれは本件において、刑事被告人がひとたび (once) アレインメントまたはそれと類似の手続で弁護人を要求すれば、彼の取調べを開始することを警察に禁止することを当裁判所がジャクソン判決において明らかにした法則の範囲およびそれがなお有効であるかを検討する。」(at 2082.)

1 モンテホ (X) と彼のアミカス・キュリーは、ルイジアナ州最高裁のジャクソン判決の解釈に対し実務的な異議 (pragmatic objections) を申し立てている。下級審で採用されたアプローチは実行不可能な基準 (unworkable standard) であり、あるいは相異なる州における被告人の間に恣意的で奇妙な区別をもたらすということにわれわれは同意する。同判決のいずれの帰結も受け入れることはできない。

ルイジアナ州最高裁によって採用されたルールの下では、刑事被告人はジャクソン判決の保護が発動される前に予備審問時に弁護人を要求するか第6修正の権利を“主張 (assert)”しなければならない。もし彼がそのようなことをすれば、警察は弁護人の不在中に取調べを開始できない。しかし、被告人が弁護人依頼権を援用する積極的行動をとらないので裁判所が職権で弁護人を選任すれば、そのとき警察は、弁護人を

立ち会わせる権利につき被告人による有効な放棄を最初に得ている限り、自由に取調べを開始できることになる。

このようなルールは、貧困な被告人に弁護人を正式に要求させ、そして被告人が要求すれば裁判所が弁護人を選任することを被告人に告知した後で弁護人選任が行われる州において十分に適用されよう。これは、例えば、ミシガン州の制度が機能しているやり方であり、当裁判所のジャクソン判決の背景にあるのはこのような制度である。ジャクソン自身は、弁護人を付されたすべての他の貧困な被告人と同様に、このような州法に従って弁護人を要求したのである。

しかし、多くの州は、これとは異なる慣行 (practices) に従っている。およそ20の州では弁護人の選任は被告人の貧困の決定とともに自動的に行われる。そしてかなりの州では、弁護人の選任は被告人の要求に基づいて、または裁判所による職権 (*sua sponte*) でなされうる。ジャクソン判決には、弁護人が選任される前に被告人が積極的にそのことを要求することをすべての州が必ずしも必要としていないことにわれわれが気付いていたことを示すものは一切ない。もちろん、われわれが同判決で宣告したルールがこれらの他州でどのように適用されるかを判断する機会はいわれわれになかったのである。

このような未解決な問題に対するルイジアナ州最高裁の答えは複雑 (troublesome) である。同最高裁が弁護人依頼権を“主張する”被告人とそうでない被告人との間に引いた区別は、被告人からの要求なしに弁護人を選任する州に適用されると極めて漠然 (hazy) としている。弁護人が選任されるかどうかを選任の前に尋ねたにすぎない被告人をどのように分類するのか?あるいは弁護人が選任されたかを事後に尋ねる被告人はどのように取り扱われるのか?そして裁判所が弁護人の選任に反対するかどうかを被告人に尋ねたときに、頭を素早く振り動かす行動を彼の権利の主張とみなすのか?

ルイジアナ州最高裁のルールが弁護人の“受け入れ (acceptance)”を介して被告人にジャク

ソン判決の発動を認めている範囲で、かかる観念はさらに不可思議 (mysterious) である。裁判所の命令によって選任された弁護人を被告人はどのようにして積極的に受け入れるのか？ 貧困な被告人には弁護人を選択する権利はない、したがって、Xが本件で示した受動的な黙秘を越えた彼の“受け入れ”とはどのようなことか、そのことを想像するのは難しい。

實際上、弁護人を要求することを被告人に求めない州においてルイジアナ州最高裁のルールを裁判所が適用する方法は、2つの道のいずれかを採用するしかない。裁判所は各事案に基づいて、被告人の予備審問での彼の行動——彼の供述と態度——および状況の全体から、被告人が弁護人依頼権をとにかく (somehow) 援用したかを検討できる。あるいは裁判所は一律的な事柄として、これらの州——全米のおよそ半分以上——での被告人は予備審問で弁護人を主張する機会がなかった、それ故、運が悪かったということだけを決定する。

いずれのアプローチも望ましくない。アミカス・キュリーが指摘するように、前者は、予備審問は迅速に進められ度々その様子は記録されていないという事実には照らすと、とりわけ実行不可能である。貧困な被告人の絶対量 (sheer volume) からして弁護人選任に対する各被告人の反応をモニターするのはほとんど不可能である。そして時には被告人は出席すらしていない。予備審問に参加しなかった警察には特定の被告人にアプローチできるかを知る方法はないし、たとえモニターが可能であり記録が残されているとしても、この問題を事後的に判断する裁判所にとってまことに厄介な仕事である。命令の明確性と適用の確実性は法執行を支配するルールにおいて決定的であるから、このようなことは手続を進める上で不相当な方法 (unfortunate way) である。

可能とされる第2の方策もよくない、それは恣意的の区別を導入することによってのみ可能となるからである。自動的に弁護人が選任される州における被告人には、彼らの権利を主張しジャクソン判決を発動させる機会がない。他方、

裁判所によって効果的に弁護人を選任される州における被告人は幸せな勝利者となろう。この種の価値のない形式主義は、被告人の権利に対する実際のな防御として役立つことを目的とする法理 (doctrine) にとって場違い (out of place) である。(at 2054.)

2 しかし、もしルイジアナ州最高裁のジャクソン判決の解釈が実際の事柄として不合理であれば、Xの解決策 (solution) は理論的かつ法理的事柄として支持できない。彼のアプローチの下では、被告人がひとたび弁護人によって代理 (represented) されると警察はさらなる取調べを開始することはできないことになる。このようなルールは、ジャクソン判決の当初の理由付けとは全くかわりがない (entirely untethered) こととなろう。

A 本件で争われておらず争点でないことをまず最初に強調しておく価値がある。われわれの先例の下では、一たん対立的司法手続が開始されると、刑事手続のすべての“決定的”段階で弁護人を立ち会わせる権利を第6修正は被告人に保障している。United States v. Wade, 388 U.S. 218, 227-228 (1967) ; Powell v. Alabama, 287 U.S. 45, 57 (1932). 州による取調べ (interrogation) はこのような段階である。Massiah v. United States, 377 U.S. 201, 204-205 (1964) ; United States v. Henry, 447 U.S. 264, 274 (1980) .

われわれの先例はまた、第6修正の弁護人依頼権は、そのことを熟知した上で任意になされている限り、被告人によって放棄されうることを疑問の余地なく認めている。すでに弁護人が選任されているかどうかにかかわらず被告人は権利を放棄できる。放棄の判断それ自体は弁護人との相談 (be counselled) を必要とされていない。そして被告人は (取調べ中に弁護人を同席させる権利を含む) ミランダの権利告知を受け、これらの権利を放棄することに同意すると、たとえミランダの諸権利が第5修正にその起源を有するとされているとしても、“一般的な事柄として、ミランダ判決において当裁判所によって指摘された警告を受けた被疑者 (the

accused) は、第6修正の諸権利の性質およびこれらの権利を放棄することの結果を十分に告知されていたのであるから、彼の放棄はこれらを根拠に理解し理性的なもの (a knowing and intelligent one) である”ことになる。

本件で提示された唯一かつジャクソン判決のルールによって言及されている唯一の問題は、このような放棄はある状況下において無効であることを裁判所は推定 (presume) しなければならないかどうかである。われわれはジャクソン判決において、第5修正を保護するために確立されたいかなる身柄拘束中の取調べにも弁護人を同席させるミランダの権利と類似の予防法則との類推 (analogy) によってこのような推定を生み出した。1981年のエドワーズ判決 (Edwards v. Arizona, 451 U.S. 47) は、被告人が接触を開始した場合を除き、ひとたび“被疑者が身柄拘束中の取調べに弁護人を同席させる権利を行使すれば、弁護人が利用可能となるまで被告人は当局によるさらなる取調べにさらされることはない”と判示した。

エドワーズ判決のルールは、“被告人が以前に主張したミランダの諸権利を放棄するよう警察が被告人に迫る (badgering) ことの防止を意図している。”“たとえ被疑者が権利放棄をし、その供述は伝統的な基準の下で任意であると考えられる場合であっても、”権利主張後の供述 (postassertion statements) は不任意であると推定することによってこのような防止を意図している。それ故、この予防法則は“弁護人の立会い (preseence) なしに供述しないという被疑者の任意の選択を保護する”のである。

ジャクソン判決は“エドワーズ判決のルールを第6修正の中に全面的に移入 (wholesale importation)”することを意味していた。ジャクソン判決裁判所は、被告人が“さらなる取調べの間に弁護人の立会いを含む弁護人の要請を実際にした”のかに疑問があったにもかかわらず、このような疑問は憲法上の主張を保護するために解決されなければならないことを理由に、アレイメントでの弁護人の要求は“訴追のすべての決定的段階で”第6修正の弁護人依

頼権の援用として取り扱われるべきであると判断した。当裁判所はエドワーズ判決を引用しつつ、その後のいかなる放棄も、それ故、警察が開始した取調べを正当化するのに十分でない”と判示した。換言すると、われわれは“弁護人依頼権を行使する被疑者がその権利を任意に放棄するということはあるそうにない (unlikely) という仮定 (supposition) に基づいて”このような放棄は不任意であると推定したのである。(at 2085-2086.)

B このようなジャクソン判決の意味およびその由来の理解によると、モンテホ (X) のジャクソン判決の解釈 — 弁護人の(選任されて)いない (no represented) 被告人は州によってアプローチされることはないし取調べへの同意を求められることもない — は的を外れている (off the mark)。貧困な被告人からの要請なしに裁判所が被告人に弁護人を選任するとき、その後の弁護人依頼権の放棄は不任意であると推定する根拠はない。後の放棄を禁止する予防法則を介して保持されなければならない権利を行使する最初の選択 (initial election) はない。第6修正の権利に関する彼の意図を一切表明しなかったモンテホ (X) のような被告人は、弁護人の同席なしに警察と話すことは全くできない (not perfectly amenable to speaking) と推定する理由は存在しない。そして(権利放棄を) 迫ることを警察に禁止する理由はない。エドワーズ判決およびジャクソン判決は権利に関する彼の考えを変えることを被告人に迫ることを警察に禁止することを意図している。しかし、弁護人を一切要求しなかった被告人は自らの考えを未だ決めていなかったのである。

これとは異なる反対意見の主張は、一層欠陥のある理由に依拠している。すなわち、“被告人が単に弁護人を要求 (request) するにすぎないとき警察の開始する取調べから保護される権利が第6修正の下であるのであれば、彼が弁護人を獲得した (secured) ときにはそのような保護を受ける権利があることは一層明白である”とする。しかしながら、ジャクソン判決での問題は、被上告人は弁護人を依頼する権限があっ

たということではなく“被上告人は弁護士依頼権を有効に放棄したかどうか”であった、そしてたとえ被告人の弁護人の要請からその後の権利放棄は強制によるものと推定するのが合理的であるとしても、弁護士が州自身によって当然の事柄として被告人のために“獲得 (secured) された”にすぎないとき、そのような推定は真面目に考慮 (seriously by entertained) できないことである。

実際、Xの主張するルールによれば、少なくとも被告人からの要請なしに直ちに弁護士を専任する州においては、ひとたび第6修正の権利が付与されると警察の開始する取調べは一切できないことになろう。ジャクソン判決での反対意見が指摘したように、同判決は被告人による弁護人要請の有無にかかわらず被告人の第6修正の弁護士依頼権の付与の瞬間からすべての警察の開始する取調べを禁止するエドワーズ判決の絶対的法則 (*per se rule*) をほぼそのまま (most assuredly) 維持したのではない (not hold)。Michigan v. Jackson, 475 U.S. 625, at 640 (opinion of Rehnquist, J.)。このようなことは“当裁判所が伝統的に被告人の権利とより大きな社会のそれとの間に保ってきたバランスは余りにも劇的な再構成をもたらすこととなろう。” (Ibid.)

モンテホ (X) の主張するルールは、第6修正ではなく法律家倫理規範規則 (codes of legal ethics) にその理論的根拠があるように思われる。ABA法律家職務規範規則 (ほぼすべての州は全部または部分的に法律の中でそれを採用している) は“法律家は当該事件での相手方法律家 (another lawyer in the matter) によって代理されていることを知っている事柄については、その法律家の同意を得るか法律もしくは裁判所によってそうすることが認められている場合を除き、その代理事件に関し相手方当事者と接触してはならない”と規定する。規範規則4.2.しかし、憲法はABA規範規則を成文化していないし、捜査する警察官を法律家としていない。モンテホ (X) の提案するルールは、規範規則より一方においてより広く他方において

より狭い (broader and narrower)。より広いというのは、倫理規則は法律家だけを規制するのに対しモンテホはそれを彼を取り調べた刑事を含めた州のすべての代理人 (agents) へ適用するからである。より狭いというのは、もし被告人が警察との接触を開始すれば、彼らは自由に話をすることができることに彼は同意している、他方、規範規則4.2によれば、たとえその当事者がコミュニケーションを開始し接触 (interview) に同意している場合であっても、法律家は代理した法律家と接触することに対し制裁が科せられるからである。

モンテホ (X) は、われわれの判決はジャクソン判決のルールを支持していると主張する。われわれはそうのように考えない。彼の引用する判例の多くは、第6修正の放棄の有効性にはかわりがない第6修正の実体的範囲 (substantive scope) — 例えば、州の一定の接触 (interaction) は弁護士を同席させる権利がある決定的段階に当たるか — にかかわりがあり、有効な権利放棄がなければ取調べ中に弁護士を同席させる権利のあることはすべての人が同意しているのであるから、これらの証拠はXの主張に役立たない (do not advance)。

モンテホ (X) はまた、ジャクソン判決の判示に関する後の2つの判決における記述を指摘する。われわれはその1つの判決において、“放棄問題の分析は”ひとたび被告人が“弁護人を獲得するか弁護人を要求すれば変化する”と指摘した。Harvey, 494 U.S. 344, at 352 (1990)。しかし、われわれは、同じ判決の他の部分において、“犯罪で訴追されている被告人が取調べの文脈外で弁護人を要求するとき”“被告人が弁護人の援助を要求する後で”ジャクソン判決が適用されると説明している。いずれにせよ、前出ハーヴェイ判決がジャクソン判決のルールに反して獲得された証拠は被告人の公判証言を弾効するために許容できると判示されて以降、ジャクソン判決のルールが侵害されたときに関する種々の記述は傍論 (dicta) であった。もう1つの判決であるパタソン判決の傍論も根拠とする価値はない。Patterson v. Illinois, 487 U.S. 285,

at 290, n.3.

つまるところ、たとえジャクソン判決自身の文言に依拠したとしても、被告人が以前に弁護人を選任していたという理由だけで警察が開始した取調べへの被告人の同意は不任意もしくは強制されたものであると推定することは正当化されえないのである。(at 2087-2088.)

3 一方において、ジャクソン判決の推定を発動させるために弁護人依頼権の最初の“祈願(invocation)”を要求することは同判決の理論と一致する、しかし(Xとそのアミカス・キュリーが主張するように)米国の半数以上の州においてそれは実行不可能である。他方において、祈願の要求を削除(eliminating)すれば、このルールは容易に適用できるが、ジャクソン判決の理由付けから基本的に逸脱することになる。

先例拘束の原理は、その実際上の欠陥を治癒するために従前の判決の判示を大きく拡大すること——その過程での理論的根拠を根本的に修正すること(revising)——をわれわれに要求しているとは思われない。それとは反対に、ある判決が“実行不能”であると証明されたという事実は、それを変更する伝統的な根拠となる。したがって、ジャクソン判決は変更されるべきかの問題に補足的に若干言及しておく。

実行可能性とは別に、先例拘束性の原理に固執するかを決定する際に関連する要素は、先例の古さ(antiquity)、問題の先例に対する信頼利益(reliance interests at stake)、および、もちろん当然の先例が十分に根拠があるかどうかである。最初の2つの要素はジャクソン判決を放棄(abandoning)するために無視(cut)できる。同判決はわずか20歳である、それをなくしても期待を狂わす(upset)ことはない。ジャクソン判決で宣告されたルールに基づいて自己の事件を処理できることを十分知っている刑事被告人は、被告人自身の考えに基づいて警察と接触できる(interacting)。もちろん、警察や検察官はジャクソン判決に従うように訓練されてきたことも同様に真実である。しかし、このことは憲法上の要求として同判決を保持する根拠にはほとんどならない。弁護人が選任されている被

告人との接触(interview)を弁護人がいないときに差し控えることを州が望むのであれば、そのようなことは明らかに続けられてよい。

次にジャクソン判決の理由付けの説得力について検討する。当裁判所が憲法上の権利を保護するために予防法則を創出するとき関連する“理由付け(reasoning)”は、同法則の効果とそのコストとの比較衡量である。“予防的効果の価値は、何が獲得されるかだけでなく何が失われるかをも根拠に評価されなければならない。”Minnick v. Mississippi, 498 U.S. 146, at 161 (スカーリア反対意見)。ジャクソン判決の僅少の利益(つまり、明確なルールによって排除される強制的に(coercively)獲得された自白の数)は、その実質的なコスト(つまり、法を侵害するものを見つけ出し、有罪とし、処罰するという社会のやむにやまれぬ利益)によってさらに小さく(dwarfed)なっているとわれわれは考える。

ジャクソン判決のルールは、憲法に反する行為を阻止することによって現実は何を成し遂げているのか? 同法則の目的は、以前に主張された権利を放棄するよう州が被告人に迫る(badgering)ことを防ぐことにある。このように被告人に“迫ること”の効果は権利放棄を強要することとなり、そのためその後の取調べが第6修正に違反することになる。ジャクソン判決で採用された明確な法則(bright-line rule)は、迫ることによって引き出された不任意の放棄(badgering-induced involuntary waivers)によって起こりうる取調べの果実が誤って公判で許容されることを防止する。

「しかし、ジャクソン判決がなければ、どれだけ多くの果実が誤って許容されることになるのか(how many would be ?)、その答えは、たとえあるとしても、ほとんどない。その主たる理由は、当裁判所はすでに同一の目的に向けた重なり合った重要な他の方策を採用しているからである。ミランダの自己負罪拒否の権利の予防的保護の下で、身柄拘束中の取調べにさらされたいかなる被疑者(suspect)にも、もし彼がそのように希望すれば、かつそのような権利を

告知されるべき弁護人を同席させる権利がある。エドワーズ判決のミランダの権利の予防的保護の下で、被告人がひとたび“弁護人を同席させる権利を行使すれば”取調べを中止しなければならない。そしてミニック判決のエドワーズ判決の予防的保護の下で、“被疑者が弁護人と相談したかどうかにかかわらず”弁護人が同席するまでその後の取調べは行うことができないのである。」(at 2089-2090.)

これらの予防法則の三階層 (three layers) だけで十分である。ミランダ-エドワーズ-ミニック判決という (争いのない) 一連の判例の下で、弁護人の立会いなしに警察と話すことを望まない被告人 (a defendant) は、初めて接近されてミランダ警告を告知されたときにそのことを告げるだけで足りる。その時点で、その後の接触だけでなく、その後の要請によって被告人に“迫ること”も禁止されるのである。この制度 (regime) がアレイメントの前に“弁護人の同席なしに話さないとの被疑者の任意の選択”の廉潔性を保護するために十分であるのであれば、第6修正の権利が付与されたアレイメント後に同一の選択を保護するのになぜそれは十分ではないことになるのか、このことを理解するのは難しい。もしそうであれば、ジャクソン判決は単に余分であることになる。(at 2090.)

なるほどXがその補充書で主張するように、“ミランダ判決およびエドワーズ判決で確立された法理は、第6修正の権利ではなく第5修正の権利の保護を意図していた。しかし、このことは関連性がない (irrelevant)。重要であるのは、これらの判例は、ジャクソン判決のように、身柄拘束中の取調べ中に弁護人を立ち会わせる権利を保護していることであり、この権利は (ひとたび対立的司法手続が開始されると) 法の2つの源 (two sources) によって生ずる。両者の源の下での権利は、第5修正の放棄の任意性を確保する法理は同時に第6修正の任意性を確保する法理であるという同一の手続を用いて放棄される。

ミランダ-エドワーズ判決は1点においてジ

ャクソン判決より適用範囲が狭いということをXは正しく指摘している。すなわち、前者は身柄拘束中の取調べの文脈下においてのみ適用される。“もし被告人が身柄を拘束されていなければ、これらの判決は適用されないし、被告人と州との間でのそれ以外の種類の取調べでない (公判前の面通しのような) 接触 (interactions) を規制しない。しかし、ジャクソン判決が適用されないこれらの状況は強制による放棄のリスクがほとんどありそうにない状況である。被告人が身柄を拘束されていなければ、彼は自己を規制し、警察が執拗に権利放棄を迫ること (police badgering) を回避するには、ドアを開めるか立ち去るだけで足りる。取調べでない警察との接触には不任意な放棄に導かれうるものが合理的に危惧される“内在的で強制的な圧力”が含まれていないからである。

均衡性 (equation) の他方において、明確なジャクソン判決のルールをエドワーズ判決の上に付加することのコストがある。排除法則を適用する主たるコストは、もちろん、有罪で危険な犯罪者でありうる者を釈放することである。Herring v. United States, 555 U.S. 1, 129 S.Ct. 695, 701 (2009). ジャクソン判決は、“ミランダの諸権利を適切に忠告されたが、それにもかかわらずそれらを放棄した被疑者の自由な選択によってなされた自白を無効とするように機能する”だけでなく、法執行官が任意の自白を獲得しようとするこす妨げる。これらの自白がなければ、犯罪は未解決となり、犯人 (criminals) が処罰されないことになる。そしてわれわれの見解によれば、ジャクソン判決裁判所は彼らに余りにも短い苦行 (shrift) を与えている。強制によらない自白を容易に獲得できることは悪 (an evil) ではなく紛れもない善 (unmitigated good) である。McNeil v. Wisconsin, 501 U.S. 171, at 181 (1991) .

要するに、ジャクソン判決の僅少の利益と真実追究手続への実質のコストを比較考量すると、このルールは割に合わない (pay its way) ことが容易に分かる。United States v. Leon, 468 U.S. 897, 907-108 (1984). ジャクソン判決は変

更されるべきであり、そしてわれわれはいま同判決を変更することとする。(at 2090-2091.)

4 われわれの判示は、ジャクソン判決の下でXの主張を退けたのは正しいとルイジアナ州最高裁はしているけれども、モンテホ(X)には彼の謝罪の手紙がエドワーズ判決のルールの下でなお排除されるべきであることを争う機会が与えられるべきである。警察が凶器の引き当たり捜査の同行に関してXに近付いたときXが明確に弁護人依頼権を行使したのであれば、Xが自らそれを開始した場合を除き、取調べは行われるべきでなかった。たとえXがその後に彼の権利を放棄することに同意したとしても、その放棄が明確な彼の“権利の選択”に続いてなされたのであれば、そのような権利放棄は無効となろう。

モンテホ(X)がエドワーズ判決による異議申立てをしなかったのは理解できる、ジャクソン判決はエドワーズ判決類似の第6修正の事案として役立ったからであり、より広い保護を提供していたからである。われわれの判決は本日、ジャクソン判決を変更することにより法的状況を変え、すでにエドワーズ判決によって提供されていた保護に一部依拠してそのようにしている。それ故、モンテホ(X)が救済のためにこの代替的方法(alternative avenue)を追及できるように本件を差し戻すのが相当と考える。Xは差戻審において、彼の第6修正の放棄はその意味を熟知した上で任意になされたものではないので無効であるという主張、例えば、彼が弁護人を選任されていたかどうかに関する警察による不実表示(misrepresentation)があることを理由に無効であるという主張をすることができ。これらの事柄は、われわれの今日の判示に照らし極めて重要である。(at 2091-2092.)

Xと警察は2002年9月10日に正確に何が行われたのかに関し相矛盾した証言をしている。そしてルイジアナ州最高裁は、信用性の判断を明示していない。さらにXの証言は証拠排除手続ではなく公判におけるそれに由来している、そしてかかる証言は余りにも遅すぎたので州法の下で証拠の許容性判断に影響するかどうかはわ

れわれにとって定かでない。これらの事柄は差戻審での解決に委ねるのがベストである。

本件は当裁判所が“憲法の寺院に新しい階を永久に付加し、そして余りにも重すぎる階が付加されるとき、寺院は崩壊の道を歩むことになる”というジャクソン判事のしばしば繰り返されている警告の典型例の1つである。Douglas v. City of Jeannette, 319 U.S. 157, 181 (1943) (結論同調意見)。われわれは本日“ジャクソン判決の予防法則の4階の予防部分を除去する。(at 2092.)

〈スティヴンズ裁判官の反対意見〉(スータ、ギンズバーグ、ブライア各裁判官同調) 当裁判所は本日、ルイジアナ州最高裁のジャクソン判決でのわれわれの貧弱な解釈(parsimonious reading)は支持できないと正しく結論した。しかし、それを破棄せずに、ジャクソン判決で確立された第6修正の保護は長年にわたり刑事司法制度の運用に害となっているという独自の判断に基づいて、何らの証拠なしにジャクソン判決を完全に退ける。このような結論は、ジャクソン判決の理由付けの誤解および先例拘束性のルールの軽視に基づいている。本件での警察の取調べは明らかにXの第6修正の弁護人依頼権に違反している。(at 2094.)

1 当裁判所はジャクソン判決において、第6修正はアレイメントで弁護人の選任を要求した被告人の取調べを妨げるかどうかを検討した。このような要求は“訴追のすべての決定的”での弁護人依頼権の行使に相当するとして、ある犯罪で正式に訴追されアレイメントで弁護人の選任を要求した被告人は、彼が自ら警察とのやり取り(exchanger)ないし会話を開始しない限り、弁護人の立会いなしの取調べにさらされることはないといわれわれは判示したのである。

本件でJ.モンテホ(X)は、“72時間審問”に続いて彼の弁護人の立会いなしに、かつ彼の弁護への以前の通知なしに彼を取り調べることによって警察は彼の第6修正の弁護人依頼権を侵害したと主張する。ルイジアナ州最高裁は彼の主張を退けた。ジャクソン判決での被告人は

アレインメントで弁護人を“要求”していたという事実に依拠して州裁判所は、Xの弁護人は自動的に選任されたことを理由にジャクソン判決の保護はXに適用されないと判示した。すなわち、モンテホ（X）は警察の取調べにさらされる前に弁護人を明示に要求したり彼のために選任された弁護人を積極的に受け入れていなかったというのである。

私は、ルイジアナ州最高裁の判決は、それを有効と認めると、“実現不可能の基準もしくは異なった州における被告人の間に恣意的で奇妙な区別をもたらす”という多数意見の結論には同意する。いずれの選択も耐えられず、いずれもジャクソン判決自体によって要求されていないからである。

ジャクソン判決におけるわれわれの判断は、いずれもミシガン州で生じた2つの併合された事案にかかわりがあった。当時有効であったミシガン州法の下では、被告人がアレインメントのために出頭したとき、財政的に必要でありかつ彼が弁護人（の代理）を要求すれば弁護人が提供されることを彼に告げることが裁判所に必要とされた。ジャクソン判決の被告人がアレインメントでこのような“要求”をしたことに争いはなかった。しかし、いずれの事案においても、アレインメントで弁護人が実際に付されていたかどうかは明らかでなかった。それ故、被告人の弁護人選任の要求は州法の事柄として重要であった、弁護人が現に選任を告知されていたという証拠が欠けている場合であっても、弁護人の選任がなされていた（effectuated）という証拠として役立つからである。

ルイジアナ州はミシガン州とは異なり、裁判所によって選任された弁護人を受け入れるための要請をすることを被告人に要求していない。したがって、Xが弁護人の要求をしなかった、あるいは弁護人の事後の選任を積極的に受け入れなかったという事実に憲法上の意味を認める理由はない。もし被告人が単に弁護人を要求したにすぎないときであっても警察の開始した取調べから保護される権利が第6修正の下で被告人にあるというのであれば、彼が弁護人を確保

した（secured）ときにそのような保護を受ける権利があることは一層明白である。（at 2094-2095.）

2 当裁判所は本日、ルイジアナ州最高裁の判示は“複雑”で“实际的でない”と正しく結論しながら、州裁判所の判断を破棄せずに法を変更することを決定した。ジャクソン判決を変更するとの多数意見の判断は、エドワーズ判決で採用されたルールが起訴されていない被疑者に取調べへの弁護人要求の取り消しを強いることを警察に禁止することを意図していたのと丁度同じように、ジャクソン判決の保護的ルールは“被告人の権利に関する気持の変更を迫ることを警察に禁止すること”を意図しているという前提に依拠している。多数意見は、ジャクソン判決の保護的ルールの背後にある目的を限定的に理解した結果、ジャクソン判決は当裁判所の第5修正の判例によってすでに提供されていない保護を提供するものではないと結論する。

多数意見の分析はジャクソン判決の根底にある理由および同判決が追求しようとした憲法上の利益を甚だしく（flagrantly）誤解している。ジャクソン判決によって採用されたルールは、エドワーズ判決におけるルールにならったものであることは事実であるが、本日の当裁判所の判決の基礎を提供する（権利放棄を）迫らせないという理由（antibadgering considerations）にジャクソン判決は言及すらしていない。それに代えてジャクソン判決は、第6修正の弁護人依頼権——第5修正のそれではない——によって保障されている広汎な保護に関する判例に主として依拠しているのである。（at 2095-2096.）

ジャクソン判決がひとたび正しい第6修正の文脈下に置かれると、同判決を変更する多数意見の正当化理由は崩壊する。当裁判所は通常、過去の実例をかき乱す（disturb）ことに躊躇し、あるルールが“時代遅れ”で根拠が薄弱であるが実行不可能であることが立証されたときのみそのようにする。先例拘束は“動かすべからざる命令”ではないが、われわれはそれに従ってきたのである。（at 2097.）

多数意見は先例拘束性のルールにリップサー

ビスをしつつ、過去の判断の変更というドラマチックな手段をとる前に多くの要素を検討しなければならないことを認める。多数意見は、とりわけ4要素に焦点を合わせる。ジャクソン判決で確立されたルールは重要で憲法上の先例として十分根拠があり容易に執行できるという事実があるにもかかわらず、多数意見はそれを職権で (*sua sponte*) 退けている。そのような判断はわれわれの司法制度の信頼性および公正性への国民の信頼を傷つけるだけである。(at 2098-2099.)

3 たとえジャクソン判決が言い渡されたことがなかったとしても、Xの第6修正の権利が侵害されたことは明らかである。ジャクソン判決以前のわれわれの判例法は、被告人と州との間に弁護人を立ち会わせる被告人の権利をそれと知りながら妨害することによって州が負罪の供述を獲得するとき第6修正の権利は侵害されることを明らかにしている。例えば、われわれは1967年のウェイド判決において、犯人識別のために行われる起訴後の面通し行列は刑事手続の決定的段階であることを理由に、被告人および弁護人は差し迫っている面通しの告知を受ける憲法上の権利があると判示した。United States v. Wade, 388 U.S. 218, at 237. したがって、弁護人の立会いは“熟知した上での放棄がない限り、面通しを行う前提要件”である。同じ理由付けは、弁護人を付された被告人を取り調べる警察の決意にも適用される。第6修正が面通し中にそのような強固な保護を被告人に与えているのであれば、利害関係 (the stakes) が同等であるかそれ以上であるとき、身柄拘束中の取調べ中に第6修正はそのような保護を被告人に与えていることは明らかである。(at 2099.)

当裁判所は、取調べを受ける前にXは第6修正の権利を有効に放棄したと推定することによって本件における警察の取調べによって生じた重大な第6修正の関心事に対決することを回避している。“第5修正の放棄の任意性を確保する法理は同時に第6修正の任意性を確保する”と簡単に結論することによって多数意見はそうしている。それ故、Xはミランダ警告を取

調べの前に与えられていたのであるから彼の放棄は有効であると推定するのである。皮肉なことに当裁判所は、第5修正と第6修正との間の区別を曖昧にしているとしてジャクソン判決を批判しながら、第5修正の自己負罪拒否の権利を純粹に保護することを意図して本件で与えられたミランダ警告はXのより強固な第6修正の弁護人依頼権を保護するのにどういうわけか (somehow) 相当であったと推定することによって同じ誤りを犯している。

多数意見の放棄問題に関する粗略な (cursory) 取扱いは、専らパタソン判決 — 同判決でわれわれは、ミランダ警告を告知することによって警察は起訴されたが弁護人が選任されていない被告人に彼の第6修正の弁護人依頼権を適切に忠告したかどうかと言及した — での疑わしい判断に全面的に依拠している。多数意見は、一般的な事柄としてミランダで記述された警告を告知された被疑者は彼の第6修正の権利の性質およびこれらの権利を放棄する結果についても十分に告知されていると判示した。しかし、当裁判所は“第6修正の弁護人と依頼人の関係の保護はミランダの第5修正の弁護人依頼権の保護を越えているのでミランダの下で有効とされる放棄は第6修正の目的にとって十分でないことを認めていたのである。Patterson v. Illinois, 487 U.S. 285, at 297 n.9 (1988). 本件はこのような事案である。

私がパタソン判決で指摘したように、ミランダ警告は通常、弁護人依頼権を熟知した上での放棄に対する十分な根拠となるとの結論はそれらの警告は後の取調べ中に被告人が援助を受けることができることを被告人に明らかにしているという疑わしい前提に依拠している。ミランダ警告は警察との会話をする依頼人を弁護人が援助できる点に言及 (hint at the way) していないのであるから、ミランダで記述された警告は第5修正の黙秘権を被告人に告知する上で十分である一方、刑事訴追のすべての決定的段階で弁護人を同席させる第6修正の権利を弁護人を付されていない起訴後の被告人に告知するには不十分であることを私はなお確信するのであ

る。(at 2100.)

これらの警告の不十分性は弁護人を選任されている被告人の場合にはさらに明らかである。すでに弁護人を確保している被告人への同一の警告が啓発(enlighten)するというよりも混乱をもたらす限りにおいて、起訴されたが弁護人を選任されていない被告人に弁護人依頼権を告知することは少なくとも彼が未だ獲得していない何かを獲得する権利があることを彼に警告するということは主張しうる。本件において与えられたミランダ警告によってXの放棄はそのことを知った上でかつ任意であることを十分保障されているという浅薄な(glibly)想定によって当裁判所は、Xが受けた現実の忠告——彼の重要な第6修正の権利を十分に告知したり、これらの権利の放棄の効果について警告することをしなかった——へのコメントを都合よく回避しているのである。

少年や種々の精神障害者のように傷つきやすい(vulnerable)犯罪者に関し、刑事弁護人全国協会のアミカス・キュリーは、彼らが受けるであろう弁護人に関する混乱した説示を理由にジャクソン判決の変更はとりわけ痛手(detritmental)となろうと主張する。最初の審問で彼らは弁護人が選任されることを知るだろう。しかし、その後の身柄拘束中の取調べにおいて貧困であれば公開の法廷ですでに弁護人が選任されているにもかかわらず彼らは伝統的な方法で“弁護人依頼権および弁護人を選任する権利”を告知されるだろう。これらの矛盾した供述は何人をも混乱させるが、精神的無能力その他の損傷のある被告人にとってはとりわけ不可解(baffling)であろうと主張しているのである。(at 2101, n.8.)

弁護人の援助は辞退(forgo)して警察と率直に話すという被告人の判断は寸時のものである。そのような選択をすることの高度の賭け(stake)および刑事手続の決定的段階での弁護人のアドバイスと仲介の価値に照らし、被告人が彼の権利放棄が有効とされる前に“放棄される権利の性質およびそれを放棄する決意の効果の両者につき十分気付いていること(a full

awareness)”は絶対的である。Moran v. Burbine, 475 U.S. 412, 421 (1986). Xが放棄することを求められた第6修正の権利を理解していたことを確保するにはミランダ警告は不十分であるので、ジャクソン判決の高度の保護がないとしても、Xは有効に弁護人依頼権を放棄したと結論する根拠を本件記録は提供していないことになる。(at 2100-2101.)

4 当裁判所のジャクソン判決を変更すると判断は正当と認められない(unwarranted)。それは欠陥のある理論的前提(doctrinal promise)に依拠するだけでなく、それが達成しようとする疑わしい利益は、それが法のルールおよび第6修正の弁護人依頼権の廉潔性に間違いなく与える損害の方がはるかに大きい。さらにジャクソン判決によって与えられた保護を別にしても、本件での警察の取調べはJ・モンテホ(X)の第6修正の弁護人依頼権を侵害しているのである。(at 2101.)

【研究】 1 本判決は、ミランダ警告後に被害者の射殺を認めたとされる被告人が州法の規定に従って直ちに裁判官の許に引致され黙秘(mute)したにもかかわらず裁判官が公選弁護人の選任を命じ、その後に被告人の同意を得て凶器発見のための引き当たり捜査の過程で被告人が被害者の妻あてに謝罪の手紙を書いたためその許容性が争われた事案につき、弁護人選任後の警察による取調べを一切禁止する1985年のジャクソン判決を変更するとした上で、手紙の許容性を肯定した原判決がミランダ関連判例に違反するかどうかを検討するために破棄差し戻したものである。

2 合衆国憲法第6修正は「被告人(the accused)は自己を防禦するために弁護人の援助を受ける権利を有する」と規定する。そして同第5修正は「何人も自己に不利な証人(a witness against himself)となることを強制され」ないとしていわゆる自己負罪拒否特権を規定する。ところが、周知のように、合衆国最高裁が1966年のミランダ判決において身柄拘束中の被疑者に弁護人の同席を求める権利などの告知を

不可欠とするいわゆるミランダ法則を明らかにしたため、明文規定のある第6修正の弁護人の援助を求める権利 (the sixth amendment right to counsel) とともにミランダで創設された第5修正の弁護人の援助を求める権利 (the fifth amendment right to counsel) (以下、いずれも弁護人依頼権ともいう) のあることが確立している。合衆国最高裁は1981年のエドワーズ判決において身柄拘束中の被疑者が第5修正の弁護人依頼権を行使したときは、被疑者自ら会話を始めた場合を除き、現に弁護人が利用可能となるまで警察が取調べを再開することはミランダ法則に違反するとした。そして1988年のジャクソン判決においてエドワーズ判決の理由付けは第6修正の弁護人依頼権に関する本件において一層当てはまるとしたため、ここに身柄拘束中の被疑者被告人が弁護人依頼権を行使した場合は現に弁護人が利用可能となるまで警察は取調べを再開できないことが確立したのである。

以下、あらためて第5修正と第6修正の各弁護人依頼権に関する重要判例を概観しておく。

3 合衆国最高裁はウォーレン長官執筆の1966年のミランダ判決¹⁾で、身柄拘束中の被疑者取調べは内在的に個人の抵抗意思を弱め供述を強要する強制的な雰囲気の下に行われるから、自己負罪拒否特権を実効的に保障するには黙秘権のほか弁護人の同席を求める権利などの告知が欠かせないというミランダ法則を明らかにした。これにに対するホワイต์反対意見は、警告なしの取調べを禁止しながら「それと同時に同じ警察官の面前で同じ椅子に座っている被疑者 (accused) に弁護人と相談する権利の放棄を認める」のは矛盾しているとした上で、強制的な自己負罪拒否権の保護にとどまらず「一定の第5修正の弁護人の援助を受ける権利 (a limited Fifth Amendment right to counsel) を創設している」と激しく非難した。ミランダによって創設された第5修正の弁護人依頼権というのはこのホワイต์裁判官の反対意見に由来するのである。

ところで、ミランダ判決によると、「身柄拘束中の取調べ (custodial interrogation) とは、人が身柄を拘束され、もしくは何らかの重要な方

法で行動の自由を奪われた後で法執行官によって開始された質問 (questioning) を意味する。」したがって、ミランダ警告を不可欠とする“身柄拘束中の取調べ”といえるかは主として右の文言解釈いかんによる。ウォーレン・コート下の2判決²⁾が服役中の刑務所や身柄を拘束されている寝室での被疑者取調べにつき、「ミランダ判決の文言は明確である」としてミランダを拡大したため、ミランダ法則はその場所いかんを問わず、路上での現行犯直後であっても、身柄拘束後の一切の取調べに適用されることが確立する。

このような状況下に1981年のエドワーズ判決³⁾は、強盗殺人容疑で逮捕された被疑者が「取引をする前に弁護人に会いたい」と言ったので直ちに取調べは中止されたが別の警察官が翌朝あらためてミランダ警告後に自白を獲得した事案につき、「被疑者自ら警察との会話を開始した場合を除き、弁護人が被疑者に利用可能となるまで (until counsel has been made available) 官憲によるその後の取調べにさらされることはない」と判示した。合衆国最高裁はさらに1990年のミニック判決⁴⁾において、被疑者が弁護人との接見を要求したので直ちに取調べを中止し弁護人との接見をさせた後で捜査官があらためてミランダ警告後に自白を獲得した事案につき、身柄拘束中の被疑者が弁護人依頼権を行使した場合には現に弁護人の立会いなしに捜査官は取調べを再開できない、これはミランダおよびエドワーズの要求するところであるとした。ここに身柄拘束中の被疑者が第5修正の弁護人依頼権を行使した場合には、その後は別件を含めて弁護人の現実の立会いのない限り、取調べの再開は全面的に禁止される「ミランダ＝エドワーズ＝ミニック法則」が確立したのである。

4 他方、合衆国憲法第6修正は「被告人は、自己を防禦するため弁護人を援助を受ける権利を有する」と規定するものの、その範囲や権利侵害の救済方法などについては一切触れていない。ところが合衆国最高裁は1932年のパウエル判決⁵⁾以降、当初は公判段階に限定されていた第6修正の弁護人依頼権を予備審問やアレイ

ンメントなど正式の司法手続開始後の「決定的段階」に拡大する。すなわちパウエル判決は、公判開始日の午前中に初めて弁護人が選任されたものの1日の裁判で被告人が死刑判決の言い渡しを受けた事案につき、被告人は「アレインメントから公判開始に至る」までの最も決定的な時期に弁護人の援助を受けていなかったとした上で、第6修正の弁護人の援助を受ける権利は第14修正のデュー・プロセス条項の保障する基本的権利の1つであり、少なくとも死刑事件において公選弁護人を選任することはデュー・プロセスの要求であるとした。そして1961年のハミルトン判決⁶⁾ではアレインメントが、1963年のホワイト判決⁷⁾では起訴前の予備審問がいずれも「決定的段階」であるとされ、さらに同年のギデオンの判決⁸⁾ではすべての重罪事件の被告人に公選弁護人選任請求権を保障することは第14修正のデュー・プロセスの要求である旨判示された。

合衆国最高裁は他方、1959年のスパーノ⁹⁾判決では逮捕状が発付されていた被告人が親友の警察官Bに電話連絡後、私選弁護人に伴われて自首したところ直ちに検事補Pらの取調べを受け、繰り返し弁護人との接見を要求したにもかかわらず拒否された上、Pらの命令に従ったBの虚偽をまじえた懇請に抗し切れずついに8時間後に自白した事案につき、任意性を欠き第14修正のデュー・プロセスに違反するとして右自白を排除したが、同調補足意見は「自白採取時に弁護人がいなかったということだけで」本件自白を排除しようと指摘していた。そして1964年のマサイア判決¹⁰⁾はこの補足意見を採用し、起訴後に私選弁護人を選任して無罪の答弁をし保釈中の被告人と訴追側協力者となった共犯者との会話を捜査官が車中で秘かに傍受して得た自白につき、「起訴後、弁護人のいないところで意図的に採取された」ことを理由に、右自白を許容することは第6修正に違反するとした。

マサイア判決はその後、エスコビード判決やミランダ判決に押されてやや影が薄くなるが、10年余を経ていわば冬眠状態から覚醒し復活強

化するに至る。すなわち、1977年の第一次ウィリアムズ判決¹¹⁾で、逮捕後アレインメントに付された被告人を護送中に捜査官が“教会葬の話”をして負罪の供述を得て被害者の死体の隠し場所に案内させた事案につき、マサイア違反を理由に右供述を排除した。そして1980年のヘンリー判決¹²⁾で、起訴後勾留中の被告人がかねて報酬を得て訴追側に協力していた覆面の同房者にした負罪の供述につき、弁護人のいないところで「負罪の供述を誘発するような状況を訴追側が意図的に作り出した」ことを理由にマサイアを拡大適用した。さらに1985年のモウルトン判決¹³⁾で、甲事件で起訴後に弁護人を選任して保釈中の被告人が訴追側協力者となった共犯者Yとの自ら設定した会見時での別罪に関する負罪の供述につき、マサイア、ヘンリー両判決を拡大適用して第6修正違反を理由に右供述を排除した。弁護人の立会いなしに被告人が訴追側情報提供者Yと会う機会のあることを熟知しつつこれを利用することは、被告人に与えられた弁護人依頼権をないがしろにしてはならない訴追側の義務に違反して、そのような機会を意図的に作り出すことと何ら変わりはないというのである。

このように合衆国最高裁は1932年以降、それまでいわば凍結状態にあった第6修正の弁護人の援助を受ける権利の範囲を拡大してきたが、重要なことは、弁護人依頼権の実質的保障すなわち貧困者等への公選弁護人の保障の拡大を中心としつつ、弁護権行使後の被告人からの自白採取を原則的に禁止していることである。一たん裁判官の関与する司法手続ないし対立的手続が開始されると、訴追側には被告人の弁護権行使を尊重する義務がある。したがって、少なくとも弁護人不在を奇貨とした意図的な自白採取は直接、第6修正に違反するというのである。

そして合衆国最高裁は1986年のジャクソン判決¹⁴⁾において、被告人が殺人容疑で逮捕後のアレインメント手続で裁判官に対し公選弁護人の選任を請求したため直ちに選任手続きがとられたが、弁護人と相談する機会が与えられる前に捜査官がミランダ警告後に権利放棄の同意を

得て殺人の自白を獲得した事案つき、第5修正の弁護人依頼権行使に関するエドワーズ法則の理由付けは第6修正の弁護人依頼権行使に関する本件に一層よくあてはまるとして、右権利放棄を無効とした。正式手続開始後の被告人の弁護人依頼権はそれ以前の身柄拘束中の被疑者の弁護人依頼権に劣らずむしろそれより重要であるから、一たん被疑者が弁護人の援助を求めた以上、弁護人が利用可能となるまで取調べを禁止するエドワーズの理由付けは本件に一層よくあてはまるというのである。

第6修正の弁護人依頼権は目撃証人による犯人識別手続においてもその適用が問題となるが、合衆国最高裁は1967年のウェイド、ギルバート両判決¹⁵⁾以降の関連判例で、第6修正の弁護人依頼権の適用は「対立的司法手続開始後に限定される」ことを明らかにしている。したがって、起訴前の予備審問や起訴後公判前の面通しによる犯人識別手続には弁護人の立会いが不可欠であるが、それ以前の「決定的段階」とはいえない逮捕直後の面通しによる犯人識別手続、あるいは写真面割りによる識別手続等には弁護人の立会いは必要とされていない¹⁶⁾。

4 このようにみえてくると本判決の意義と問題点は明らかである¹⁷⁾。合衆国最高裁は従前、第5修正と第6修正の各弁護人依頼権放棄に関し類似の判断基準を適用しつつ、被告人が明示に弁護人依頼権を行使した以上、被告人が自ら開始した場合を除き、警察によるその後の取調べは一切禁止される旨判示してきた。ところが、本判決は、裁判官が職権で公選弁護人を選任した事案であることを強調しつつ、第5修正と第6修正の弁護人依頼権の相違を指摘した上で、20年前のジャクソン判決を正面から変更したのである。ジャクソン判決で併合審理された2事件ではいずれにおいても被告人がアレインメント手続で弁護人選任を要求しているのに対し、本判決での被告人は予備審問手続で黙秘したままで裁判官が公選弁護人を選任したという相違は認められるものの、本件弁護人が不在中の取調べに驚愕したことに端的に示されているように、弁護人が選任された以上、警察は自ら取調

べを開始することはできないことが判例上確立していたにもかかわらず、先例を正面から変更した上で、ミランダ警告によって意味内容は十分に告知されているとして第6修正の弁護人依頼権の放棄を認める結論はやや強引である感は否めない。

いずれにせよ、本判決によって従前確立していた弁護人依頼権保障の一角が崩れたことは間違いない。しかし、われわれにとってとりわけ注目されるのは、スカーリア執筆の法廷意見が第6修正の弁護人依頼権に関するジャクソン判決を変更したものの第5修正の弁護人依頼権に関する一連のミランダエドワーズミニック判決の存在を指摘しつつ被告人の権利保護に欠けるところはないと強調した上で、本件での取調べが右のようなミランダ関連判例に違反するかどうかを差戻審での検討を命じていることである。

折しも近時の足利事件再審無罪判決の確定や特捜検事の証拠改ざんという前代未聞の事件を受けて取調べの適正化ないし取調べ時の可視化の問題があらためて浮上しているだけに、わが憲法38条1項の不利益供述の禁止条項の母法である合衆国憲法第5修正の自己負罪拒否特権の実効性を確保するために身柄拘束中の取調べへの弁護人の同席を認めるミランダ関連判例のますますの健在性は、わが国の取調べ受忍義務を肯定する実務に反省を促す上でもまことに重要である¹⁸⁾。なお、第5修正と第6修正の各弁護人依頼権の関係についてはやや複雑な議論があるだけに、この点については、近く『ミランダと被疑者取調べ（第2版）』の発刊を予定しているので、その際あらためて考えてみたい。本稿で多数意見の結論を詳細に紹介したのはそのための準備作業の一環でもある。

注

- 1) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966) .
- 2) *Mathis v. United States*, 391 U.S. 1 (1968) ; *Orozco v. Texas*, 394 U.S. 324 (1969) .
- 3) *Edwards v. Arizona*, 451 U.S. 477 (1987) .
- 4) *Minnick v. Mississippi*, 498 U.S. 146 (1990) .
- 5) *Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932) .
- 6) *Hamilton v. Alabama*, 368 U.S. 52 (1961) .
- 7) *White v. Maryland*, 373 U.S.59 (1963) .
- 8) *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 315 (1963) .
- 9) *Spano v. New York*, 360 U.S. 715 (1959) .
- 10) *Massiah v. United States*, 337 U.S. 201 (1964) .
- 11) *Brewer v. Williams*, 430 U.S. 387 (1977) .
- 12) *United States v. Henry*, 447 U.S. 264 (1980) .
- 13) *Maine v. Moulton*, 474 U.S. 159 (1985) .
- 14) *Michigan v. Jackson*, 475 U.S. 625 (1986) .
- 15) *United States v. Wade*, 388 U.S. 218 (1967) ; *Gilbert v. California*, 388 U.S. 263 (1967) .
- 16) 以上につき、小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』(成文堂、1995年) 334-337, 285頁。
- 17) 本判決の紹介として、芹澤英明ほか「座談会：合衆国最高裁判所2008 — 2009年開廷期重要判例概観」[2009-2] アメリカ法264頁以下 (田中利彦発言)、清水真 [2010-1] アメリカ法252頁。
- 18) 小早川義則「取調べ受忍義務再論 — アメリカ法との比較」法律時報2011年2月号参照。

(2010年12月30日稿)

